

<<<新旧対照表>>>

○多治見市工業用液化石油ガス消費者指導要綱（平成18年12月26日訓令甲第27号）の一部を改正する訓令新旧対照表（案）

部署名：予防課

新	旧
○多治見市工業用液化石油ガス消費者指導要綱 平成18年12月26日訓令甲第27号 改正 令和元年6月19日訓令 甲第14号 令和3年12月28日訓令 甲第5号 多治見市工業用液化石油ガス消費者指導要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）及び液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、工業用（農水産用を含む。以下同じ。）に液化石油ガスを消費する者に関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用範囲) 第2条 この要綱は、工業用に液化石油ガスを消費する者（その消費する液化石油ガスの貯蔵設備の貯蔵能力が質量1,000kg以上3,000kg未満である者に限る。以下「消費者」という。）に関する保安について適用する。 (用語の定義) 第3条 この要綱において使用する用語は、法、規則及び容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）に定める用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。 (1) 工業用 窯業、金属、繊維、食品、化学、樹脂、塗装及び印刷等の業に液化石油ガスを用いるもの (2) 農水産用 農水産物の乾燥、加熱等に液化石油ガスを用いるもの (3) 貯蔵設備 容器、貯槽等液化石油ガスを貯蔵する設備 (4) 貯蔵設備等 貯蔵設備、気化装置及びこれらの間の配管 (5) 消費設備 貯蔵設備等、燃焼器及びこれらの間のガス設備 (6) 消費施設 消費設備その他消費に係る施設 (消費の届出) 第4条 消費者は、消費開始の日の15日前までに	○多治見市工業用液化石油ガス消費者指導要綱 平成18年12月26日訓令甲第27号 改正 令和元年6月19日訓令 甲第14号 令和3年12月28日訓令 甲第5号 多治見市工業用液化石油ガス消費者指導要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）及び液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、工業用（農水産用を含む。以下同じ。）に液化石油ガスを消費する者に関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用範囲) 第2条 この要綱は、工業用に液化石油ガスを消費する者（その消費する液化石油ガスの貯蔵設備の貯蔵能力が質量1,000kg以上3,000kg未満である者に限る。以下「消費者」という。）に関する保安について適用する。 (用語の定義) 第3条 この要綱において使用する用語は、法、規則及び容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）に定める用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。 (1) 工業用 窯業、金属、繊維、食品、化学、樹脂、塗装及び印刷等の業に液化石油ガスを用いるもの (2) 農水産用 農水産物の乾燥、加熱等に液化石油ガスを用いるもの (3) 貯蔵設備 容器、貯槽等液化石油ガスを貯蔵する設備 (4) 貯蔵設備等 貯蔵設備、気化装置及びこれらの間の配管 (5) 消費設備 貯蔵設備等、燃焼器及びこれらの間のガス設備 (6) 消費施設 消費設備その他消費に係る施設 (消費の届出) 第4条 消費者は、消費開始の日の15日前までに

新	旧
工業用液化石油ガス消費届書（別記様式第1号）に消費施設等明細書（別記様式第2号）を添えて消費施設ごとに多治見市長に届け出なければならない。 （消費施設等の変更の届出） 第5条 消費者は、氏名若しくは名称、貯蔵設備等又は保安監督者を変更したときは、遅滞なく工業用液化石油ガス消費施設等変更届（別記様式第3号）を多治見市長に届け出なければならない。 （消費の廃止の届出） 第6条 消費者は、液化石油ガスの消費を廃止し、又は第2条の適用を受けなくなったとき（一時的に貯蔵設備を撤去する場合を除く。）は、遅滞なく工業用液化石油ガス消費施設廃止届（別記様式第4号）を多治見市長に届け出なければならない。 （届出の表示） 第7条 消費者は、消費施設の見やすい場所に届出年月日、氏名若しくは名称又は事業所の名称、保安監督者の氏名、貯蔵能力その他保安上必要な事項を表示しなければならない。 （定期自主検査） 第8条 消費者は、消費施設に関して次に掲げる保安のための自主検査を1年に1回以上行わなければならない。 （1） 目視又は計測等による消費施設の基準適合状況の確認 （2） 常用の圧力以上の圧力で行う消費設備（貯蔵設備を除く。）の漏えい試験又は気密試験 （保安監督者の選任） 第9条 消費者は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから保安監督者を選任し、保安監督者に消費施設の維持、消費の方法の監視その他保安に関する技術的な事項について管理させなければならない。 （1） 製造保安責任者免状又は販売主任者免状を有する者 （2） 液化石油ガスに係る特定高圧ガス取扱主任者の資格を有する者 （3） 高圧ガス保安協会岐阜県液化石油ガス教育事務所が行う液化石油ガスの保安に関する講習（法令3時間、高圧ガスの消費に必要な保安管理の技術4時間）を受けた者 （4） 販売業者の販売主任者に保安管理の技術的な指導を受けるとともに、規則第39条の規定により販売業者が配布した周知書面を十分	工業用液化石油ガス消費届書（別記様式第1号）に消費施設等明細書（別記様式第2号）を添えて消費施設ごとに多治見市長に届け出なければならない。 （消費施設等の変更の届出） 第5条 消費者は、氏名若しくは名称、貯蔵設備等又は保安監督者を変更したときは、遅滞なく工業用液化石油ガス消費施設等変更届（別記様式第3号）を多治見市長に届け出なければならない。 （消費の廃止の届出） 第6条 消費者は、液化石油ガスの消費を廃止し、又は第2条の適用を受けなくなったとき（一時的に貯蔵設備を撤去する場合を除く。）は、遅滞なく工業用液化石油ガス消費施設廃止届（別記様式第4号）を多治見市長に届け出なければならない。 （届出の表示） 第7条 消費者は、消費施設の見やすい場所に届出年月日、氏名若しくは名称又は事業所の名称、保安監督者の氏名、貯蔵能力その他保安上必要な事項を表示しなければならない。 （定期自主検査） 第8条 消費者は、消費施設に関して次に掲げる保安のための自主検査を1年に1回以上行わなければならない。 （1） 目視又は計測等による消費施設の基準適合状況の確認 （2） 常用の圧力以上の圧力で行う消費設備（貯蔵設備を除く。）の漏えい試験又は気密試験 （保安監督者の選任） 第9条 消費者は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから保安監督者を選任し、保安監督者に消費施設の維持、消費の方法の監視その他保安に関する技術的な事項について管理させなければならない。 （1） 製造保安責任者免状又は販売主任者免状を有する者 （2） 液化石油ガスに係る特定高圧ガス取扱主任者の資格を有する者 （3） 高圧ガス保安協会岐阜県液化石油ガス教育事務所が行う液化石油ガスの保安に関する講習（法令3時間、高圧ガスの消費に必要な保安管理の技術4時間）を受けた者 （4） 販売業者の販売主任者に保安管理の技術的な指導を受けるとともに、規則第39条の規定により販売業者が配布した周知書面を十分

新	旧
に理解した者（消費者が当該従業員を保安監督者に選任の日から１年以内に前号に掲げる講習を受講させる旨を誓約した場合に限る。） （５） 第１号から第３号に掲げる条件と同等以上のものであって多治見市長が認めた者（保安監督者の職務等） 第10条 保安監督者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。 （１） 消費施設が規則に定める技術上の基準に適合するように監督すること。 （２） 定期自主検査の実施を監督すること。 （３） 消費施設の巡視及び点検を行うこと。 （４） 災害の発生又はそのおそれがある場合における応急措置を実施すること。 ２ 液化石油ガスの消費に従事する者は、保安監督者が法及び規則に基づく命令又はこの要綱の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。 ３ 消費者は、保安監督者からの危害予防上の意見には、速やかに措置しなければならない。（保安教育） 第11条 消費者は、液化石油ガスの消費に従事する者に液化石油ガスの消費に関し、保安上必要な事項について保安教育を施さなければならない。（危険時の措置） 第12条 消費者は、消費設備からの液化石油ガスの漏えいを発見したときは、直ちに消費の作業を中止するとともに近くの火気を除去し、換気及び漏えい防止等の措置を講じなければならない。 ２ 消費者は、消費設備及びその周辺において火災等が発生したときは、直ちに消火器等により、初期消火に努めるほか、状況に応じて充てん容器を安全な場所に移す等応急措置を行うものとするが、応急措置を講じることができないときは、液化石油ガスの消費に従事する者又は必要に応じて付近の住民に退避するように警告しなければならない。 ３ 消費設備の異常を発見した者は、直ちにその旨を多治見市長、消防機関又は警察官及び液化石油ガス供給業者に通報しなければならない。（帳簿） 第13条 消費者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、記載の日から３年間保存しなければならない。 （１） 日常点検を実施した場合 実施年月日、点検結果及び点検実施者	に理解した者（消費者が当該従業員を保安監督者に選任の日から１年以内に前号に掲げる講習を受講させる旨を誓約した場合に限る。） （５） 第１号から第３号に掲げる条件と同等以上のものであって多治見市長が認めた者（保安監督者の職務等） 第10条 保安監督者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。 （１） 消費施設が規則に定める技術上の基準に適合するように監督すること。 （２） 定期自主検査の実施を監督すること。 （３） 消費施設の巡視及び点検を行うこと。 （４） 災害の発生又はそのおそれがある場合における応急措置を実施すること。 ２ 液化石油ガスの消費に従事する者は、保安監督者が法及び規則に基づく命令又はこの要綱の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。 ３ 消費者は、保安監督者からの危害予防上の意見には、速やかに措置しなければならない。（保安教育） 第11条 消費者は、液化石油ガスの消費に従事する者に液化石油ガスの消費に関し、保安上必要な事項について保安教育を施さなければならない。（危険時の措置） 第12条 消費者は、消費設備からの液化石油ガスの漏えいを発見したときは、直ちに消費の作業を中止するとともに近くの火気を除去し、換気及び漏えい防止等の措置を講じなければならない。 ２ 消費者は、消費設備及びその周辺において火災等が発生したときは、直ちに消火器等により、初期消火に努めるほか、状況に応じて充てん容器を安全な場所に移す等応急措置を行うものとするが、応急措置を講じることができないときは、液化石油ガスの消費に従事する者又は必要に応じて付近の住民に退避するように警告しなければならない。 ３ 消費設備の異常を発見した者は、直ちにその旨を多治見市長、消防機関又は警察官及び液化石油ガス供給業者に通報しなければならない。（帳簿） 第13条 消費者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、記載の日から３年間保存しなければならない。 （１） 日常点検を実施した場合 実施年月日、点検結果及び点検実施者

新	旧						
(2) 定期自主検査を実施した場合 実施年月日、検査結果及び実施について監督を行った保安監督者の氏名 (3) 消費施設に異常があった場合 異常があった年月日及びそれに対してとった措置 2 この要綱の施行前に、岐阜県工業用液化石油ガス消費者指導要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。 <u>(電子情報処理組織による届出)</u> <u>第14条 この要綱に定める多治見市長に対して行われる届出のうち、次の表の左欄に掲げる規定中同表の右欄に掲げる書類の提出については、これらの書類の各欄に定める事項を記録した電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</u> <table border="1"> <tr> <td><u>第4条</u></td><td><u>別記第1号様式、第2号様式による届出書及び添付書類</u></td></tr> <tr> <td><u>第5条</u></td><td><u>別記第3号様式による届出書及び添付書類</u></td></tr> <tr> <td><u>第6条</u></td><td><u>別記第4号様式による届出書</u></td></tr> </table> <u>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により届出が行われた場合において、届出をする者が当該届出を書面等により行うときに提出すべきこととされている書面等に記載すべきこととされている事項その他多治見市長が定める事項を、当該者の使用に係る電子計算機から入力したときは、当該届出に係る書類が提出されたものとみなす。</u> 附 則（令和元年6月19日訓令甲第14号） この訓令は、令和元年7月1日から施行する。 附 則（令和3年12月28日訓令甲第5号） 1 この訓令は、令和4年1月1日から施行する。 2 この訓令の施行の際、改正前の各訓令の規定による様式（以下「旧様式」という。）により現に提出されている文書は、改正後の各訓令の規定による様式により提出されている文書とみなす。 3 この訓令の施行の際現に存する旧様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（令和7年●月●日訓令甲第●号） この訓令は、令和7年9月1日から施行する。	<u>第4条</u>	<u>別記第1号様式、第2号様式による届出書及び添付書類</u>	<u>第5条</u>	<u>別記第3号様式による届出書及び添付書類</u>	<u>第6条</u>	<u>別記第4号様式による届出書</u>	(2) 定期自主検査を実施した場合 実施年月日、検査結果及び実施について監督を行った保安監督者の氏名 (3) 消費施設に異常があった場合 異常があった年月日及びそれに対してとった措置 2 この要綱の施行前に、岐阜県工業用液化石油ガス消費者指導要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。 【新設】 ※Logoフォームによる届出が可能な様式：表に列挙 ※電子情報処理組織による届出の手続 附 則（令和元年6月19日訓令甲第14号） この訓令は、令和元年7月1日から施行する。 附 則（令和3年12月28日訓令甲第5号） 1 この訓令は、令和4年1月1日から施行する。 2 この訓令の施行の際、改正前の各訓令の規定による様式（以下「旧様式」という。）により現に提出されている文書は、改正後の各訓令の規定による様式により提出されている文書とみなす。 3 この訓令の施行の際現に存する旧様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
<u>第4条</u>	<u>別記第1号様式、第2号様式による届出書及び添付書類</u>						
<u>第5条</u>	<u>別記第3号様式による届出書及び添付書類</u>						
<u>第6条</u>	<u>別記第4号様式による届出書</u>						

新		旧	
別記様式第 2 号（第 4 条関係）		別記様式第 2 号（第 4 条関係）	
別記様式第 3 号（第 5 条関係）		別記様式第 3 号（第 5 条関係）	
別記様式第 4 号（第 6 条関係）		別記様式第 4 号（第 6 条関係）	
摘要	改正理由 Logoフォームを使用しオンライン申請が行えるようにするため		